令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)

(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業

①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 交付規程

> 令和3年4月26日環技業(一)第R3t5-21042601号 一般社団法人環境技術普及促進協会制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA 活用など再工ネ価格低減等を通じた地域の再工 ネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再工ネの価格低減に向けた新手法による再工ネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化 法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA 活用など再エネ 価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)交付要綱(令和2年4月1日付け環地温発第20040144号。以下「交付要綱」という。)及び、PPA 活用など再エネ価格低減 等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領(令和2年4月1日付け環地温発第20040145号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人環境技術普及促進協会(以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 協会は、前条の目的を達成するため、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第3欄において協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の5に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものする。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。
 - 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない 方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億5千万円を超えた場合は、1億5千万円を交付額とする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律 第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額 に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額 の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減 額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかで ないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」 という。)は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に 係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、 補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後 において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただ し、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止 (廃止)承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8 による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称 又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、 補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求め ることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。

- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス 排出削減効果について J ークレジット制度への登録を行ってはならない。
- 十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減 効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には協会が別に定 める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。
- 十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・ 検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の 成果を検証するために必要な情報について、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者を含む。) から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。
- 2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の 承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化 に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用 保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する 場合にあっては、この限りでない。
- 3 協会が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権 の譲渡を行い、補助事業者が協会に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び 債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権 譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協会は次に掲げ る事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権 を譲り受けた者が協会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条 又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権

の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

- 三 協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の 交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付 決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業 者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協会が行う 弁済の効力は、協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

- 第10条 協会は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び本条第2項の規定による報告書並びに 職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した 条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を 遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣又は協会は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、 若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、 その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月10日のいず れか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間) が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しな ければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地 調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項第三 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認 めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業 者に通知するものとする。
- 2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内(ただし、補助事業者が地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。 ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算(概算)払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

- 第14条 協会は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請 があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一 部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に 係る部分については、この限りではない。
 - 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
 - 五 補助事業者が、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定(ただし書を除く。)を準用する。

(事業報告書の提出)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に 年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、様式第 15による事業報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第16条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第1項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第1項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第1項第六号の規定に基づく状況報告、第8条第1項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第1項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第

- 11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求 (以下「交付申請等」という。) については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じて協 会が定めるものをいう。以下、同じ。) により行うことができる。
- 2 協会は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 協会、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行うことができないとき又は電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。)を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は協会が定める方法で手続きを行うことができる。

(秘密の保持)

第17条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 補助事業者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附則

1 この規程は、令和3年4月26日から施行する。

別表第1

1 補助事業の区分	2 補助事業 の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
(5) 再エネ	①オフサイト	事業を行うために	協会が必要	ア 総事業費から寄付金その他
の価格低減に	コーポレート	必要な工事費(本	と認めた額	の収入額を控除した額を算出
向けた新手法	PPA*による太	工事費、付帯工事		する。
による再エネ	陽光発電供給	費、機械器具費、測		イ 第3欄に掲げる補助対象経
導入事業	モデル創出事	量及試験費)、設備		費と第4欄に掲げる基準額と
	業	費、業務費及び事		を比較して少ない方の額を選
		務費並びにその他		定する。
		必要な経費で協会		ウ アにより算出された額とイ
		が承認した経費		で選定された額とを比較して
		(補助対象経費の		少ない方の額に3分の1を乗
		内容については、		じて得た額を交付額とする。た
		別表第2に定める		だし、算出された額に1,00
		ものとする。)		0円未満の端数が生じた場合
				には、これを切り捨てるものと
				し、算出された額が1億5千万
				円を超えた場合は、1億5千万
				円を交付額とする。

※ 本事業において、「オフサイトコーポレート PPA」とは、発電事業者が発電した電力を特定の需要家に供給することを約した場合であって、対象となる発電設備が電力需要施設と離れた場所に設置された場合に、電気事業法上の小売電気事業者を介して当該需要家に電力を供給する契約方式をいう。

別表第2

			,
1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
		(直接工事費)	
工事費	本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費を
			いい、これに要する運搬費、保管料を含むもの
			とする。この材料単価は、建設物価(建設物価
			調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考
			のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他
			事業との関連を考慮して事業実施可能な単価と
			し、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の
			人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水
			産、国土交通の2省が協議して決定した「公共
			工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の
			時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮し
			て事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を

		W/11.w = 1
		添付すること。
	直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であ
		り、次の費用をいう。
		①水道、光熱、電力料(事業を行うために必要
		な電力電灯使用料及び用水使用料)
		②機械経費(事業を行うために必要な機械の使
		用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		 ③特許権使用料(契約に基づき使用する特許の
		使用料及び派出する技術者等に要する費用)
	(間接工事費)	
	上 共通仮設費	次の費用をいう。
		 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運
		搬、移動に要する費用
		②準備、後片付け整地等に要する費用
		③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要
		する費用
		④技術管理に要する費用
		⑤交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場
		経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗
		品費、通信交通費その他に要する費用をいい、
		類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定
		福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
		をいい、類似の事業を参考に決定する。
付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する
		必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工
		事費に準じて算定すること。
PAY I V BB ED -T-		
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬
		用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、
		据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をい
		う。
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基
侧里仪砂駅質		事業を119 ために直接必要な調査、側重、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する
		平成司、天旭成司、上事監理及び武鞅に安する

			経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測
			量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を
			行う場合においてこれに要する材料費、労務費、
			労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託に
			より調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理
			及び試験を施工する場合においては請負費又は
			委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の
			購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要
			する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又は
			システム等に係る調査、設計、製作、試験及び
			検証に要する経費をいう。また、補助事業者が
			直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合にないてこれに悪力では関連しています。
			合においてこれに要する材料費、人件費、水道 光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する
			費用をいい、請負又は委託により調査、設計、
			製作、試験及び検証を行う場合においては請負
			費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共
			済費、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委
			託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入
			費をいい、内容については別表第3に定めるも
			のとする。
			事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗
			じて得られた額の範囲内とする。
	号	区 分	率 = 0/
		大下の金額に対して 	6. 5%
		と超え1億円以下の金額に 	· · ·
	□ 3 1億円を超える金	2個に対して	4. 5%

別表第3

別表第3		1			
1区分	2費目	3細目	4細	分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険	社会保	険料	この費目から支弁される事務手続のために必
		料			要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保
					険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわ
					かる資料を添付すること。
		賃金			この費目から支弁される事務手続のために必
		報酬・給			要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内
		料·職員手			容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添
		当			付すること。
		諸謝金			この費目から支弁される事務手続のために必
					要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分か
					る資料を添付すること。
		1.7+			
		旅費			この費目から支弁される事務手続のために必
					要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単
					価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製	水 弗	この費目から支弁される事務手続のために必
		而川貝	Halling	个貝	要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等
					に係る経費をいう。
					TON OPER C. 70
		役務費	通信運	搬費	この費目から支弁される事務手続のために必
					要な郵便料等通信費をいう。
		委託料			この費目から支弁される事務手続のために必
					要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊
					な技能又は資格を必要とする業務に要する経費
					をいう。
		使用料及			この費目から支弁される事務手続のために必
		賃借料			要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、
					回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費			この費目から支弁される事務手続のために必
		備品購入			要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具
		費			類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、
					品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付す
					ること。

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

(5) ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業

1 対象事業の要件

- (1) オフサイトコーポレート PPA により電力を供給するための太陽光発電設備の導入を行う事業であること。
 - ※本補助事業において、「オフサイトコーポレートPPA」とは、発電事業者が発電した電力を特定 の需要家に供給することを約した場合であって、対象となる発電設備が電力需要施設と離れた 場所に設置された場合に、電気事業法上の小売電気事業者を介して当該需要家に電力を供給す る契約方式をいう。
- (2) 事業の実施により得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
 - ※本補助事業においては、発電した電力とそれに付随する非 FIT 非化石証書を、切り離すことなく(1)の需要家へ供給することを条件とし、「電力の小売営業に関する指針」(令和2年9月29日最終改定)が定める「(3)電源構成等の適切な開示の方法」に従い、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する等の取扱いは原則として行ってはならない。
- (3) 補助事業者以外の者がオフサイトコーポレート PPA を実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下記<表1 公表を予定している情報>に定める情報について、匿名性を担保したうえで公表することに同意するとともに、その公表のために必要な根拠資料を提供すること。
 - ※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計 処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情 報についても原則として公表の対象とはせず、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及 び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。但し、補助 事業の採択を受けた事業者(発電事業者及び需要家)の名称については、他の情報と紐付かな い形での公表を行う予定である。
- (4) 本補助事業の対象設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認 定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないこと。また、本補助事業に参加した後 に、FIT制度及び2022年度に開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得し ないものであること。
 - ※2018 年度以降に FIT 認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該認定を廃止することを約することを以て本補助事業へ交付申請を行うことを認める。なお、廃止手続き完了後、当該事実を証明する書類を協会へ提出すること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第二条第1項第五号ロに定める接続供給(自己託送)及び 同法第二十七条の三十に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。

- (6) 発電事業者に交付された補助金が、売電価格の低減等を通じて需要家へ還元されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレート PPA においては、需要家への供給開始日から 起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交 付された補助金が需要家へ還元されること。
- (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号) に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を導守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。

<表1 公表を予定している情報>

情報の属性	公表を予定している情報	環境省へ提供する根拠資料
定量情報	売電価格の平均値及び中央値	・ 発電事業者及び需要家間における電
	• 契約期間 (年数)	力需給契約書
	・ 発電設備の定格出力及びPCS 出力	・ 発電設備及びPCSの仕様書
	供給先の電力需要施設の年間電力消	発電設備の想定年間発電電力量、想
	費量に占める供給電力量の割合	定年間供給電力量、及び電力需要施
定性情報	・ 発電事業者の企業名及び契約先需要	設の想定年間電力消費量
	家の企業名	・ その他、左記の情報の取得・整理に必
	・ 発電設備の住所	要と考えられる根拠資料
	・ 電力需要施設が立地する一般送配電	
	事業者の区域	
	・ 電力供給に係るフロー・商流	
注意事項	採択件数が少ない等、匿名性を担保するこ	とが難しいと考えられる場合には、上記の情
	報の公表有無及び方法を見直すこととする	0

2 補助対象設備

- ・太陽光発電設備及び電力系統に接続するまでに必要な設備
- 3 補助金の交付額

補助率 3分の1 (上限は1億5千万円)

4 補助事業期間

単年度

5 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行する ために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とする(代表事業者が直近の決算におい て債務超過の場合は、原則として対象外とする。)。

- (1) 民間企業
- (2) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※補助金の交付申請に際しては、電気事業法第二条第1項第十五号に基づく発電事業者を代表事業者、需要家を共同事業者として共同申請を行うこと。発電事業者が複数存在する場合は、いずれかの発電事業者を代表事業者としたうえで、他の発電事業者を共同事業者とすること(交付申請の実施計画書には、電気事業法第二条第1項第三号に基づく小売電気事業者の情報も記載すること。)。

なお、本補助事業においては、発電設備を保有・維持する事業者が発電事業者に該当しない 場合も発電事業者と見なし、交付申請を実施することができる。また、複数の需要家が共同で 供給を受ける場合は、全ての需要家を共同事業者として申請を行うこと。

※需要家として認められるのは、民間企業、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第 2条第1項に規定する独立行政法人、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合、法律により直接設立された法人、その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者とする。

6 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

7 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

8 その他

- (1) 補助金の交付申請時点で小売電気事業者が未定である場合には、その旨を「別紙1 実施計画書」へ記載した上で、小売電気事業者決定後、速やかに当該事実及び「別紙1 実施計画書」に関係する契約内容・実施方法等を協会へ報告すること。原則として、交付申請時点又は小売電気事業者決定後において、「別紙1 実施計画書」に関係する契約内容・実施方法等に変更があってはならない。
- (2) 需要家への供給開始日から起算して5年間を経過する日までに、倒産や電力需要施設の閉鎖、 移転、事業譲渡、買収等、何らかの事情により需要家に変更が生じた際には、当該事実及び変更 後の需要家を協会に報告すること。また、上記契約期間の満了日までは、売電価格の低減等を通 じて補助金を需要家へ還元すること。なお、変更後に需要家が不在となり、オフサイトコーポレ ート PPA が解消される場合、解消から6ヶ月を目安に、補助事業者はオフサイトコーポレート PPA の再開の見込みの時期及び再開までの適切な管理、売電方法等に関する計画について、協会へ報 告を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること又は団体の役員等(代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書(第5条関係)

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書(第6条関係)

様式第3 交付決定通知書(第7条関係)

様式第4 変更交付決定通知書(第7条関係)

様式第5 計画変更承認申請書(第8条関係)

様式第6 中止 (廃止) 承認申請書 (第8条関係)

様式第7 遅延報告書(第8条関係)

様式第8 遂行状況報告書(第8条関係)

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第8条関係)

様式第10 取得財産等管理台帳(第8条関係)

様式第11 完了実績報告書(第11条関係)

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式第12 年度終了実績報告書(第11条関係)

様式第13 交付額確定通知書(第12条関係)

様式第14 精算(概算)払請求書(第13条関係)

様式第15 事業報告書(第15条関係)

識別番号			
	番		号
	年	月	日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表 理事 殿

申請者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA 活用など再工ネ価格低減等を通じた地域の再工ネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 交付申請書

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA 活用など再工ネ価格低減等を通じた地域の再工ネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再工ネの価格低減に向けた新手法による再工ネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程(以下「交付規程」という。)第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費 別紙2 経費内訳のとおり

- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日 ~ 年 月 日
- 5 その他参考資料
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)
- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
 - 2 「5 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書(直近の2決算期に関する 貸借対照表及び損益計算書(申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申 請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過し ていない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書))及び定款を添付するこ と(申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政 機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、 設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並 びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しな い。)。
 - 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。
- ※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業 実施計画書

事業名※						
事業実施の 団体名※						
法人番号	<u> </u>		 ※13桁			
			事	業実施の代表者※		
	氏名		事業者名	ューロー		所在地
					一	※「123-4567」と入力
	電話番号	<u> </u>	FAX番号	E-mailアドレス	\dashv	
事業実施の担					\neg	
当者			事業実施の担当	Ⅰ á者(事業の窓口となる	る方)※	
	氏名		事業者名	名・役職名		備考
ĺ						
ĺ	電話番号	1 1	FAX番号	E-mailアドレス		
事業の主たる	住所					
実施場所	 名称					
申請者の内訳	 発電事業者	社	需要家	社	計	社
	団体の	の名称		<u> </u>		<u>I</u>
	発電事業者	・需要家の別		法人番号(13杯	<u>1</u>)	
		役職名				
	事業実施	氏名		I FAV	I	
	責任者	電話 E-mailアドレス		FAX		
 		D名称				
共同事業者※		・需要家の別		法人番号(13桁	<u></u>	
六円尹未日本		役職名				
	事業実施	氏名				
	責任者	電話		FAX		
		E-mailアドレス の名称	<u> </u>			
		が名称	 	 法人番号(13桁	=)	
	九电子木口	役職名			1/	
	事業実施	氏名				
	責任者	電話		FAX		
	E-mailアドレス					
<事業の要件>						
応募する事業が下記の要件に該当する場合は、チェックを入れてください。						
(1)□ オフサイトコーポレートPPAにより電力を供給するための太陽光発電設備の導入を行う事業であること						
(契約書又は契約書(案)を提出すること)。						
*	本補助事業にお	₃いて、「オフ†	ナイトコーポレ-	- トPPA」とは、発電事	事業者が多	発電した電力を特定の需要

- ※本補助事業において、「オフサイトコーポレートPPA」とは、発電事業者が発電した電力を特定の需要 家に供給することを約した場合であって、対象となる発電設備が電力需要施設と離れた場所に設置された 場合に、電気事業法上の小売電気事業者を介して当該需要家に電力を供給する契約方式をいう。
- ※オフサイトコーポレートPPAは、事業完了時までに締結しなければならない。

(2) 事業の実施により得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 ※本補助事業においては、発電した電力とそれに付随する非FIT事化石証書を、切り難すことなく(1)の需要家へ供給することを保体とし、「電力の小売営業に関する指針」(令和2年9月29日最終改定)が定める「(3)電源構成等の適切な開示の方法」に従い、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する等の取扱いは原則として行ってはならない。 (3) 補助事業者以外の者がオフサイトコーボレートPPAを実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下記<表1 公表を予定している情報>に定める情報について、匿名性を担保したうえで公表することに同意するとともに、その公表のために必要な規則資料を提供すること。 ※情報の激除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とは世ず、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。但し、補助事業の採択を受けた事業者(発電事業者及び需要家)の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。 (4) 本補助事業の対象設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格質取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないものであること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該要案を顧明する書類を協会へ提出すること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該事実を証明する書類を協会へ提出すること。 (5) 電気事業法(紹和39年法律第170号)第二条五口に定める接続供給(自己託送)及び同法第二十七条三十に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。 (6) 党電事業者に交付された補助金が、売電価格の低減等を通じて需要家へ裨益されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーボレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要素へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。			
を通じて得た情報のうち、下記<表1 公表を予定している情報>に定める情報について、匿名性を担保したうえで公表することに同意するとともに、その公表のために必要な根拠資料を提供すること。 ※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。但し、補助事業の採択を受けた事業者(発電事業者及び需要家)の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。 (4) 本補助事業の対象設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないこと。また、本補助事業に参加した後に、FIT制度及び2022年度に開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないものであること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該認定を廃止することを対することを以て本補助事業へ交付申請を行うことを認める。なお、廃止手続き完了後、当該事実を証明する書類を協会へ提出すること。 (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第二条五口に定める接続供給(自己託送)及び同法第二十七条三十に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーボレートPPAにおいては、需要家へ神益されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーボレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(2)		属させるものであること。 ※本補助事業においては、発電した電力とそれに付随する非FIT非化石証書を、切り離すことなく(1)の需要家へ供給することを条件とし、「電力の小売営業に関する指針」(令和2年9月29日最終改定)が定める「(3)電源構成等の適切な開示の方法」に従い、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する等の取扱いは原則とし
年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないこと。また、本補助事業に参加した後に、FIT制度及び20202年度に開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないものであること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該認定を廃止することを約することを以て本補助事業へ交付申請を行うことを認める。なお、廃止手続き完了後、当該事実を証明する書類を協会へ提出すること。 (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第二条五口に定める接続供給(自己託送)及び同法第二十七条三十に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。 (6) 発電事業者に交付された補助金が、売電価格の低減等を通じて需要家へ裨益されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(3)	7	を通じて得た情報のうち、下記<表1 公表を予定している情報>に定める情報について、匿名性を担保したうえで公表することに同意するとともに、その公表のために必要な根拠資料を提供すること。 ※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。但し、補助事業の採択を受けた事業者(発電事業者及び需要家)の名称については、他の
に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。 (6) 発電事業者に交付された補助金が、売電価格の低減等を通じて需要家へ裨益されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(4)		年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないこと。また、本補助事業に参加した後に、FIT制度及び2022年度に開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないものであること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該認定を廃止することを約することを以て本補助事業へ交付申請を行うことを認める。なお、
※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(5)		
固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を 遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(6)	\[\frac{\lambda}{2}	※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元される
【	(7)	i i	固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年 4 月改訂)を

情報の属性	公表を予定している情報	環境省へ提供する根拠資料
定量情報	・売電価格の平均値及び中央値・契約期間(年数)・発電設備の定格出力及びPCS出力・供給先の電力需要施設の年間電力 消費量に占める供給電力量の割合	・発電事業者及び需要家間における電力需給契約書・発電設備及びPCSの仕様書・発電設備の想定年間発電電力量、想定年間供給電力量、及び電力需要施
定性情報	・発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名・発電設備の住所・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域・電力供給に係るフロー・商流	設の想定年間電力消費量 ・ その他、左記の情報の取得・整理に 必要と考えられる根拠資料
注意事項	採択件数が少ない等、匿名性を担保すること 報の公表有無及び方法を見直すこととします	こが難しいと考えられる場合には、上記の情す。

<事業の目的・	概要>			
【目的】				
 【導入設備の	柳更			
(等/\text{\tin}\text{\ti}\\\ \text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin\tin}\\ \text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\tex{\tex	帆 安】			
(設備内容)	種類	容量	設置費用	
	太陽光パネル出力合計(kW)	kW	円/kW	
	パワコン出力合計(kW)	kW		
	蓄電池容量合計(kWh)	kWh		

【電力供給方法	【電力供給方法の概要】					
形態の区分						
小売電気事業者・	名称					
	所在地					

(概要)

【需給バランスの概要】

年間の想定発電量(A)	kWh
年間の供給可能見込量(B)	kWh
供給可能見込量の割合(B/A)	%

【電力需要施設における再エネ比率】

施設の年間電力消費量(C)	kWh
年間の供給可能見込量(B)	kWh
再エネ比率 D= (B/C)	%

(参考)

既に使用中の再エネ電力量(E)	kWh
現在の再エネ比率 F= (E/C)	%
再エネ比率(合計)(D+F)	%

算定根拠は別紙のとおり

【需要家及び電	11力需要施設の	の概要】					
□ 需要家	家がRE100又に	はReActionへ	加盟して	ている、又は!	需要家がい	Science Based Targertsにおいて	目標を
	斉み(Target						
<事業の性格>							
▼ \U \ \ \							
【事業の資金回	回収・利益の!						
【事業の資金回		補助交付		補助交		* 算定根拠を添付すること	
【事業の資金回	回収・利益の! 売電価格	補助交付	付前 円/kWh	補助交	付後 円/kWh	*算定根拠を添付すること	
【事業の資金に		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金に		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金店		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金に		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金に		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金に		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	
【事業の資金に		補助交付		補助交		*算定根拠を添付すること	

「古業の原件料】
【事業の優位性】
【発電事業者・需要家間の契約年数】
契約年数(リストから選択) 契約年数(予定) 年
※ リストから選択してください。 ※契約年数を入力してください。
【地域のレジリエンス強化に向けた方策】
【持続可能な事業実施に向けた方策】
┃
ライン」等を遵守します。
┃
□ 太陽光発電設備の廃棄費用の積立について、計画に具体的に記載しています。
── 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配
慮して事業を実施します。

【導入技術・スキームの今後の活用		
	及例がた過じ	
<事業の効果>		
【CO2削減効果】		
・事業による直接効果	<u></u>	
CO2削減量(A)	t-CO2/年 *【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入	
To o o was the first little.		
【CO2削減効果の算定根拠】		
別添のとおり		
【CO2削減コスト・算定根拠】		
CO2削減コスト(E+F)	円/t-CO2 補助対象経費支出予定額(B)	-
設置コスト(E=B/A/C)	円/t-CO2 設備の法定年数(C)	Ξ
設置コスト(E=B/A/C)		E B/年
設置コスト(E=B/A/C)		
設置コスト(E=B/A/C) 運用コスト(F=D/A/C)		
設置コスト(E=B/A/C)		
設置コスト(E=B/A/C) 運用コスト(F=D/A/C)		

<財務内容(代表事業者)>					
				(単位 千円)	
貸借対照表日※	流動資産	流動負債	自己資本	総資本	流動比率 自己 本比
前期 (直近)					
前々期					
※ 貸借対	対照表の基準日を入	力してください。	,		
今年	年の3月31日なら「3,	/31」、昨年の3月3	31日なら「2019/3/	31」と入力してく	ださい。
<資金計画>					
<補助対象経費の調達先>	* ①補助事業者自身、	、又は②その他を選択	ぺすること		
調達先		①補助事業	者自身、②その他の	Dいずれかを選択!	してください。
<補助対象設備・工事等の発	注先>				
発注先		①補助事業	者自身、②その他の	ついずれかを選択し	してください。
 <事業実施に関連する事項>					
【他の補助金との関係】					
□ 該当なし □ ボルキル (N/エa	2 1. 42 (1)				
□ 該当あり(以下の)とおり)				
□ この補助全:	が採択されたときり	+この補助全を活	·田することを約し	‡ †	
	J]未J/(でイい)ここと /	なこの間的平 6万	用することをかり	2 A 9 o	
【杂氢司 发到眼场发声类	も佐の芸想 におえ	もでなが中央し即	晒 レナ、フ 市 荷【		
【許認可、権利関係等事業§	た她の則掟となる!	₱垻仅∪天肔上問	起となる事垻】		
■該当なし					
□ 該当あり(以下の	とおり)				

【設備の保守計画】
<事業実施スケジュール>
□ 令和4年1月31日までに事業を完了する。
別紙のとおり

- 注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。
- 注2 記入欄が少ない場合は、簡潔に記載し、詳細について資料を添付してください。

別紙2

オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業に要する経費内訳

	(1)総事業費		(2) 寄付金その他の		の (3) 差引額 (1) - (2)			(4)補助対象経費支	
			収入		(1) — (2)		日	· 予定額
所要経費	F	Ч		円			円		円
	(5) 基準額		(6) 選定額		(7	()補助基本額		(8) 褌	制金所要額
			(4)と(5)を比輔	蛟し	(3)と(6)を比	較し	(7) ×	< ●/●
			て少ない方の額		て	少ない方の額	頁		
	F	Э		円			円		円
補助対象経	費支出予定額内訳								
経費	愛区分・費目		金額			積	第	内	訳
(記載例)									
工事費			000						
本工事			000			Lital to OM	>	())	a) 6 da
材料	費		000		本	材料名 (数	量)×	(単価	5)=金額
•			000						
 付帯工	事 弗		000						
刊布工	. 尹俱		000						
			000						
機械器具	費		000						
事務費			000						
共済	費		000						
賃金	<u> </u>		000						
			000						
,	合 計		円						
購入予定の	主な財産の内訳(一	品、	一組又は一式の	価格を)š 5	0万円以上の	(もの)		
	名 称		仕様	数	(量	単 価	金	額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

 識別番号
 番
 号

 年月日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表 理事 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)を下記のとおり変更したいので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程(以下「交付規程」という。)第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
 - (注) 具体的に記載する。
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・E メールアドレス)

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
 - 2 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

識別番号		
1	番	묽

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業)については、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPAによる太陽光発電供給モデル創出事業交付規程(平成 年 月日 第 号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助基本額 金

円 補助金の額 金

円

- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素 排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業) 交付要綱(平成 年 月 日 第 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業)実施要領(平成 年 月 日

- 第 号)及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から 15 日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 補助事業者が P0 ファイナンス (本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人環境技術普及促進協会に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人環境技術普及促進協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

識別番号		
į	· 番	号

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)
(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業
①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業
変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)については、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程(平成 年 月 日第 号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号変更 交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

 変更前補助基本額 金
 円
 変更前補助金の額 金
 円

 変更後補助基本額 金
 円
 変更後補助金の額 金
 円

 増 減 額 金
 円
 増 減 額 金
 円

- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素 排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業) 交付要綱(平成 年 月 日 第 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業)実施要領(平成 年 月 日 第 号)及び交付規程に従わなければならない。

- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から 15 日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 補助事業者が P0 ファイナンス (本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資) を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人環境技術普及促進協会に対する補助金請求に当たっては、P0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人環境技術普及促進協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0 ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

 識別番号
 番
 号

 年
 月
 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表 理事 殿

補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)の計画を下記のとおり変更したいので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程(以下「交付規程」という。)第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
 - 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に()書きし、 変更後の金額を下段に記載して添付すること。

 識別番号
 番
 号

 年月日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再工ネ価格低減等を通じた地域の再工ネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再工ネの価格低減に向けた新手法による再工ネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 中止 (廃止) を必要とする理由
- 2 中止 (廃止) の予定年月日
- 3 中止 (廃止) までに実施した事業内容
- 4 中止 (廃止) が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止 (廃止) 後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
 - 2 中止 (廃止) までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するととも に、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に () 書きし、中止 (廃止) 時の実施見込額を下段に 記載した書類を添付すること。

 識別番号
 番
 号

 年月日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)の遅延について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1)責任者の所属部署・職・氏名

- (2) 担当者の所属部署・職・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)
- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
 - 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

識別番号			
	番		号
	年	月	日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)の遂行状況について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

- 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)
- 注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

識別番号			
		番	号
	任.	B	Ħ

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

円

- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)
- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
 - 2 別紙として積算の内容を添付すること。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(PPA 活用など再工ネ価格低減等を通じた地域の再工ネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業

取得財産等管理台帳(令和3年度)

財 産 名	規格	数量	単 価	金額	取 得年	耐用	設置又は
(備品等名)	,,= 16		(円)	(円)	月日	年数	保管場所
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			(1.1)	(1.1)	/ 1 F	1 200	VK E 300/71

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。
 - 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。
 - 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

 識別番号
 番
 号

 年月日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)を完了(中止・廃止)しましたので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(年 月 日 番号) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)

- 2 補助事業の実施状況 別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績 別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

- 5 添付資料
 - (1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写しを含む。)
 - (2) 写真(工程等が分かるもの)
 - (3) その他参考資料(領収書等含む。)

- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・E メールアドレス)
- 注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業 実施報告書

-						
事業名※						
事業実施の 団体名※						
法人番号		>	 ※13桁			
			事	業実施の代表者※		
	氏名		事業者名	 名・役職名		 所在地
					 =	※「123-4567」と入力
	電話番号	<u></u>	FAX番号	E-mailアドレス		
事業実施の担						
当者			事業実施の担当	┗ 6者(事業の窓口となる	ろ方)※	
	氏名		事業者名	呂・役職名		備考
	電話番号		FAX番号	E-mailアドレス		
事業の主たる	住所				-	
実施場所	名称					
申請者の内訳	発電事業者	社	需要家	社合	計	社
	団体の)名称		!		!
	発電事業者	・需要家の別		法人番号(13杯])	
		役職名				
	事業実施 責任者	<u>氏名</u> 電話	FAX			
	· · · ·	 E-mailアドレス				
	団体の					
共同事業者※	発電事業者	・需要家の別	法人番号(13桁)			
		役職名				
	事業実施	氏名 電話	T FAV. I			
	責任者	<u> </u>		FAX		
	 団体 <i>の</i>					
	発電事業者	・需要家の別		法人番号(13桁	Ī)	
		役職名				
	事業実施	氏名		I FAV		
	責任者	電話 E-mailアドレス		FAX		
<事業の要件>		- mail) DX				
		 ·該当する場合		λ わてください		
応募する事業が下記の要件に該当する場合は、チェックを入れてください。 (1)□↑オフサイトコーポレートPPAにより電力を供給するための太陽光発電設備の導入を行う事業であること						
(契約書又は契約書(案)を提出すること)。						
				- トPPA ∣ <i>とけ</i> ※ 季重	(業妻が登	電した電力を特定の需要
<u>*</u>	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	, いし、 カフ!	, 1 r a	1117」とは、光电手	未白リガ	現した电力で付たの而安

- ※本補助事業において、「オフサイトコーポレートPPA」とは、発電事業者が発電した電力を特定の需要 家に供給することを約した場合であって、対象となる発電設備が電力需要施設と離れた場所に設置された 場合に、電気事業法上の小売電気事業者を介して当該需要家に電力を供給する契約方式をいう。
- ※オフサイトコーポレートPPAは、事業完了時までに締結しなければならない。

(2) 事業の実施により得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 ※本補助事業においては、発電した電力とそれに付随する非FIT事化石証書を、切り難すことなく(1)の需要家へ供給することを保体とし、「電力の小売営業に関する指針」(令和2年9月29日最終改定)が定める「(3)電源構成等の適切な開示の方法」に従い、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する等の取扱いは原則として行ってはならない。 (3) 補助事業者以外の者がオフサイトコーボレートPPAを実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下記<表1 公表を予定している情報>に定める情報について、匿名性を担保したうえで公表することに同意するとともに、その公表のために必要な規則資料を提供すること。 ※情報の激除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とは世ず、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。但し、補助事業の採択を受けた事業者(発電事業者及び需要家)の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。 (4) 本補助事業の対象設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格質取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないものであること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該要案を顧明する書類を協会へ提出すること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該事実を証明する書類を協会へ提出すること。 (5) 電気事業法(紹和39年法律第170号)第二条五口に定める接続供給(自己託送)及び同法第二十七条三十に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。 (6) 党電事業者に交付された補助金が、売電価格の低減等を通じて需要家へ裨益されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーボレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要素へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。			
を通じて得た情報のうち、下記<表1 公表を予定している情報>に定める情報について、匿名性を担保したうえで公表することに同意するとともに、その公表のために必要な根拠資料を提供すること。 ※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。但し、補助事業の採択を受けた事業者(発電事業者及び需要家)の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。 (4) 本補助事業の対象設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないこと。また、本補助事業に参加した後に、FIT制度及び2022年度に開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないものであること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該認定を廃止することを対することを以て本補助事業へ交付申請を行うことを認める。なお、廃止手続き完了後、当該事実を証明する書類を協会へ提出すること。 (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第二条五口に定める接続供給(自己託送)及び同法第二十七条三十に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーボレートPPAにおいては、需要家へ神益されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーボレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(2)		属させるものであること。 ※本補助事業においては、発電した電力とそれに付随する非FIT非化石証書を、切り離すことなく(1)の需要家へ供給することを条件とし、「電力の小売営業に関する指針」(令和2年9月29日最終改定)が定める「(3)電源構成等の適切な開示の方法」に従い、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する等の取扱いは原則とし
年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないこと。また、本補助事業に参加した後に、FIT制度及び20202年度に開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないものであること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該認定を廃止することを約することを以て本補助事業へ交付申請を行うことを認める。なお、廃止手続き完了後、当該事実を証明する書類を協会へ提出すること。 (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第二条五口に定める接続供給(自己託送)及び同法第二十七条三十に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。 (6) 発電事業者に交付された補助金が、売電価格の低減等を通じて需要家へ裨益されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(3)	7	を通じて得た情報のうち、下記<表1 公表を予定している情報>に定める情報について、匿名性を担保したうえで公表することに同意するとともに、その公表のために必要な根拠資料を提供すること。 ※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。但し、補助事業の採択を受けた事業者(発電事業者及び需要家)の名称については、他の
に定める特定供給による電力の供給を行わないものであること。 (6) 発電事業者に交付された補助金が、売電価格の低減等を通じて需要家へ裨益されること。 ※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(4)		年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得していない、又は認定を取得したものの対象設備に係る工事を開始していないこと。また、本補助事業に参加した後に、FIT制度及び2022年度に開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないものであること。 ※2018年度以降にFIT認定を取得した発電設備のうち対象設備に係る工事を開始していないものに限り、本補助事業による採択後、当該認定を廃止することを約することを以て本補助事業へ交付申請を行うことを認める。なお、
※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元されること。 (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(5)		
固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年4月改訂)を 遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。	(6)	\[\frac{\lambda}{2}	※本補助事業で対象とするオフサイトコーポレートPPAにおいては、需要家への供給開始日から起算して、少なくとも5年間を経過する日までを契約期間とし、当該契約期間中については交付された補助金が需要家へ還元される
【	(7)	i i	固定価格買取制度(FIT)における「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020年 4 月改訂)を

情報の属性	公表を予定している情報	環境省へ提供する根拠資料	
定量情報	・売電価格の平均値及び中央値・契約期間(年数)・発電設備の定格出力及びPCS出力・供給先の電力需要施設の年間電力 消費量に占める供給電力量の割合	・発電事業者及び需要家間における電力需給契約書・発電設備及びPCSの仕様書・発電設備の想定年間発電電力量、想定年間供給電力量、及び電力需要施	
定性情報	・発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名・発電設備の住所・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域・電力供給に係るフロー・商流	設の想定年間電力消費量 ・ その他、左記の情報の取得・整理に 必要と考えられる根拠資料	
注意事項	採択件数が少ない等、匿名性を担保することが難しいと考えられる場合には、上記の情報の公表有無及び方法を見直すこととします。		

<事業の目的・	概要>						
【目的】							
【導入設備の							
(設備内容)				 容量	設置費用		
(政備内合)	大陽光パネル!		+	谷里 kW			
	パワコン出力で			kW			
	蓄電池容量合調			kWł			
 【電力供給方》		. , ,			1		
形態の区分							
	名称						
小売電気事業者	新 						
	//III 8						
(概要)							
【需給バラン	スの概要】						
年間の	想定発電量(A	<u>,</u>	kV	/h			
年間の供	給可能見込量	(B)	kV	/h			
供給可能見	見込量の割合((B/A)	%				
【電力需要施	設における再エ	ネ比率】		(参考))		
施設の年間電	電力消費量(C)) kV	Nh	既に使用中	の再エネ電力量(E)	kWh	
年間の供給	可能見込量(B	kV	Nh	現在の再	エネ比率 F=(E/C)	%	
再エネ比	率 D= (B/C)	%		再エネ比	 	%	
.		!					
算定根拠は	別紙のとおり						
【需要家及び	電力需要施設の						
需要	家がRE100又は	はReActionへ加盟して	いる、又に	は需要家がS	Science Based Targer	rtsにおいて目標を	
	済み(Target S	Set)					
< 事業の性格 >							
【事業の資金回収・利益の見通し】							
【尹未の貝玉	当以・削益の兄 	型通し】 補助交付前 ┃	猫 助。	交付後			
	売電価格	用助交刊前 円/kWh	邢坳♡	巴/kWh	* 算定根拠を添付する	ること	
		1 7/ K V V I		J/ KVVII			

【事業の優位性】		
契約年数(リストから選択)		契約年数(予定) 年
※ リストから選択して	 ください。	※契約年数を入力してください。
【地域のレジリエンス強化に向けた方策】		
【持続可能な事業実施に向けた方策】		
	発電) や「太陽光	· 発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイド
ライン」等を遵守します。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
- - 太陽光発電設備の廃棄費用の積立につ	いて、計画に具体	いた記載しています。
		ケーションを図るとともに、地域住民に十分配
慮して事業を実施します。	, C. <u>6</u>	· / / J J E E S C C OVC VENICE I JIE
【導入技術・スキームの今後の活用・展開の見		
【等八汉間 ハイ ムの / 及の石田 成開の元		
 <事業の効果>		
【CO2削減効果】		
・事業による直接効果		
CO2削減量(A) t-CO2	/年 *【C O2削減効!	果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入
<u> </u>		
【CO2削減効果の算定根拠】		
別添のとおり		
【CO2削減コスト・算定根拠】 CO2削減コスト(E+F)		
CO2削減コスト(E+F) 設置コスト(E=B/A/C)	 	対象経費支出予定額(B) 円 設備の法定年数(C) 年
		は
産加・ハエバー5/パップ]]/ [-002 [• • -	13/ 1
 <事業の実施体制>		
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
<資金計画>		
<補助対象経費の調達先> * ①補助事業者自身、	又は②その他を選択す	ること
調達先	①補助事業者	自身、②その他のいずれかを選択してください。

<補助対象設備・工事等の発注先>
事業者名
発注先
<事業実施に関連する事項>
【他の補助金との関係】
□ 該当なし
□ 該当あり(以下のとおり)
【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】 □ 該当なし
□ 該当あり(以下のとおり)
【設備の保守計画】
<事業実施スケジュール>
別紙のとおり
注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。
注 2 記入欄が少ない場合は、簡潔に記載し、詳細について資料を添付してください。

別紙2

オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業に要する経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2) 寄付金その他 の収入	(3) 差引額(1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×●/●	(9) 補助金交付決 定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

2. 補助対象経費実支出額内訳		
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
(記載例)		
工事費	000	
本工事費	000	
材料費	000	材料名 (数量)×(単価)=金額
•	000	•
•	000	•
付帯工事費	000	
•	000	
•	000	
機械器具費	000	
車両購入費	000	
事務費	000	
共済費	000	
賃金	000	
•		
合 計	円	
購入した主な財産の内訳(一品	、一組又は一式の価格	 格が50万円以上のもの)
名 称	仕様	数量 単 価 金 額 購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

識別番号番 号年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)の令和3年度における実績について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再工ネ価格低減等を通じた地域の再工ネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再工ネの価格低減に向けた新手法による再工ネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
 - 金 円(年月日番号)

(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

- 2 補助事業の実施状況
- * 交付規程第8条第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。
- 3 補助金の経費所要額実績 別紙のとおり

- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

経費所要額実績

(単位:円)

交付決定の内容		年度内泊	遂行 実績	翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補 助 金 受 入 額	(5)補助事業に 要する経費 (1) — (3)	(6)補 助 金 所 要 額 (2) — (4)

	識別番号	
第		号

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)

(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業

①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業

交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)については、 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程(平成 年 月 日付け第号。以下「交付規程」という。)第12条第1項の規定により通知する。

記

確定額金

円

年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

識別番号			
	番		号
	年	月	日

一般社団法人環境技術普及促進協会 代表理事 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再工ネ価格低減等を通じた地域の再工ネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 精算(概算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)の精算払(概算払)を受けたいので、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円)

t tt	交付決定額	支出	当費用:	概算払		
経費区分		実績額 ②	見込額 ③	合計 4=2+3	概 算 払 受領済額 ⑤	差引請求額 4-5
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確	定 ①	額	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)
- 注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

識別番号番 号

年 月

日

環境大臣殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業 ①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業 年度事業報告書

年 月 <u>日付け</u> 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業)について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業①オフサイトコーポレート PPA による太陽光発電供給モデル創出事業交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

- 1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について
- (1) 年度二酸化炭素排出削減量(実績)
- (2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因
- 2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)
- 注 様式第15は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。
- 注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。